

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の公表について

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第7条第3項の規定に基づき、平成20年度を目標年度とする家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針を次のように変更し、目標年度を平成27年度としたので、同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成19年3月30日

農林水産大臣 松岡 利勝

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下「法」という。）は、平成11年7月に制定され、平成16年11月には、法に基づく管理基準のすべてについて適用猶予期間が終了したところであるが、この間、関係者が一体となって畜産環境保全に関する施策を推進してきた結果、法に基づく管理基準はほぼすべての適用対象農家において遵守される状況となっている。一方、近年の畜産経営の大規模化、地域的偏在の進展等に起因して、生産したい肥を自ら又は地域内で有効に利用することが新たな課題となっている。また、バイオマスの総合的な利活用の観点からも、家畜排せつ物の高度利用（炭化、焼却又はメタン発酵をいう。以下同じ。）を推進していくことが喫緊の課題となっている。

こうした中で、我が国畜産業が将来にわたり健全に発展していくためには、引き続き家畜排せつ物の管理の適正化を図るとともに、その利用を一層促進し、地域と調和した畜産経営の確立を図る必要がある。

このため、家畜排せつ物の利用の促進を図る上での基本的な考え方を示すものとして、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針を以下のとおり定める。

第1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

国、都道府県、市町村、畜産業を営む者、耕種部門の農業者、農業関係団体その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力して、以下に掲げる基本的な方向に基づき、家畜排せつ物の利用の促進を図るものとする。その際、国は、都道府県、市町村及び畜産業を営む者を始めとする関係者に対して、経費の補助、金融上の措置等必要な支援の実施に努めるものとする。

1 家畜排せつ物のたい肥化の推進

家畜排せつ物については、肥料三要素、微量要素、有機物等を多く含んでいることから、従来から、農産物や飼料作物を生産する際の貴重な資源として有効に利用されてきたところであるが、資源循環型畜産を推進する重要性を踏まえれば、今後とも、可能な限り肥料や土壌改良資材として耕地に還元していくことが望ましい。

また、その際、家畜排せつ物を未処理のまま還元するよりも、たい肥化してから還元した方が、たい肥化の過程で水分や悪臭が除去され取扱性が改善されることに加え、発酵熱による雑草の種子や寄生虫卵等の殺滅効果が期待できるという点で有利である。

このため、次に掲げる事項に留意し、家畜排せつ物のたい肥化を推進するものとする。

(1) 耕畜連携の強化

耕畜連携を通じたたい肥の利用の促進

自給飼料の生産の基盤を有する畜産経営については、還元用耕地（借地を含む。）を十分に確保しつつ、生産したい肥を自給飼料の生産等に利用するよう努めることが重要である。また、家畜に給与する飼料の多くを購入飼料で賄っている畜産経営については、生産したい肥の全量を自ら利用することは困難であることから、耕種部門の農業者との連携（耕畜連携）の強化を通じ、地域と

してたい肥の利用が促進されるようにすることが重要である。

このため、都道府県、市町村、農業関係団体等は、たい肥の利用の促進のための協議会の機能強化等を図るなど、耕畜連携を推進するための体制の整備に努めるものとする。

また、都道府県、市町村、農業関係団体等は、地域におけるたい肥の供給者及び需要者が必要とする情報（家畜排せつ物の畜種別供給量、副資材の種類、処理期間、成分、時期別需要量、施用する作物の種類、運搬・散布の有無等）を収集し、整理するとともに、当該情報を関係者が手軽に検索し、活用することができるよう、そのネットワーク化の推進に努めるものとする。

たい肥の流通の円滑化

畜産業を営む者が多数立地している等の事情から、家畜排せつ物とその需要量を超えて過剰に発生している地域等においては、地域を越えたたい肥の利用が促進されるよう、流通の円滑化を図ることが重要である。

このため、都道府県、市町村、農業関係団体等は、たい肥センターの機能強化、たい肥の品質向上やペレット化、コントラクターの育成等を通じてたい肥の生産・運搬・散布の円滑化に努めるとともに、必要に応じ、たい肥の調製・一時貯蔵・成分分析を耕種地域において行える体制の整備を図るものとする。

（２）ニーズに即したたい肥づくり

たい肥の品質を評価する際の事項としては、土壌改良効果、腐熟度、肥料効果、取扱性等があるが、これらのうちのいずれを重視するかは、たい肥の用途や施用する作物により異なる。また、品質以外にも、農産物の販売価格等によってはたい肥の価格が重視される場合もあるし、運搬、散布、取扱説明等のサービスが必要とされる場合もあることから、これらのニーズに即してたい肥を生産し、供給することが重要である。

このため、たい肥生産者は、需要者のニーズを的確に把握し、当該ニーズに即してたい肥を生産し、供給するよう努めるものとする。また、都道府県、市町村、農業関係団体等は、そのために必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。

2 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用等の推進

家畜排せつ物とその需要量を超えて過剰に発生している地域等においては、たい肥化以外の方法により家畜排せつ物の処理・利用を図ることも重要である。

このため、こうした地域においては、必要に応じ、炭化・焼却処理、メタン発酵等を推進することにより、家畜排せつ物の需給状況の改善やエネルギー利用を図るものとする。その際、都道府県、市町村、農業関係団体等は、家畜排せつ物だけでなく、地域内で発生する他のバイオマスについても、その活用を積極的に図るよう努めるものとする。

なお、メタン発酵によるエネルギー利用については、

エネルギー利用以外に、臭気の低減等を通じ、たい肥化による利用が難しいスラリー状の家畜排せつ物の取扱性を改善し、農地還元を促進する意義もあること

発生したエネルギーの有効利用を図るため、地域における他業種との連携が有効な場合もあること
反面、消化液の処理及び利用には十分に配慮する必要があること

に留意しつつ、その推進を適切に図っていく必要がある。

第2 処理高度化施設（送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。）の整備に関する目標の設定に関する事項

都道府県計画においては、平成27年度を目標年度として、今後整備することが望ましい処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標を明らかにするものとする。

1 目標の設定の基本的な考え方

これまで、関係者が一体となって畜産環境保全に関する施策を推進してきた結果、処理高度化施設については、必要とされる施設数がおおむね充足される状況となっている。

このため、処理高度化施設の整備に関する目標については、地域における家畜排せつ物の需給状況、整備された施設の稼働状況、社会・居住環境等を踏まえて、処理の集約化や処理機能の高度化を図る

ことを基本とし、^{かくはん}攪拌・通気装置を備えた大型のたい肥化施設、家畜排せつ物のエネルギー利用施設等の施設を主体として設定するものとする。

2 目標の設定に当たり留意すべき事項

処理高度化施設の整備に関する目標の設定に当たっては、当該施設の整備が効率的で低コストなものとなるよう努めるとともに、特に、以下の観点に留意するものとする。

(1) たい肥の利用拡大

たい肥中の肥料成分の不明確性・不安定性、高齢化に伴う散布労力の不足に対応するため、必要に応じ、ペレット化装置、混合装置、袋詰め装置、たい肥成分分析装置、マニユアスプレッダー、一時貯蔵施設等の整備を図ることが望ましい。

(2) 地域環境への配慮

近年の排水規制の強化に適切に対応するため、経営規模等に応じ、適切な能力を備えた污水处理施設を整備する必要がある。また、都市化の進行等に伴い悪臭の防止が重要な課題となっていることから、必要に応じ、たい肥化施設に付設する脱臭装置等の整備を図ることが望ましい。

(3) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

家畜排せつ物のエネルギーとしての利用については、家畜排せつ物の利用の促進に加え、地球温暖化防止の観点からも、その普及を図っていくことが重要である。このため、地域の実状を踏まえ、必要に応じ、メタン発酵施設、炭化・焼却施設等の整備を図ることが望ましい。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項

1 技術開発の促進

家畜排せつ物の利用に関するニーズの多様化に適切に対応していくためには、低コストで実用的な技術開発を促進することが不可欠である。

このため、国、独立行政法人、公立試験研究機関等は、これまでの研究成果を踏まえ、大学、民間企業等との連携を図りつつ、

耕種部門の農業者のニーズに即したたい肥の生産のための技術（たい肥の調製技術等）

家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の促進に関する技術（メタン発酵技術、炭化・焼却技術等）

污水处理技術（活性汚泥浄化処理技術、排せつ物中の窒素・リンの含有量の低減技術等）

悪臭低減技術（たい肥化の過程で発生する悪臭の原因となる物質の量を低減する技術、脱臭技術等）

たい肥の減量化技術（家畜排せつ物の発生量を抑制するための飼養管理に関する技術等）

たい肥の利用技術（たい肥の肥効特性を考慮した肥培管理に関する技術等）

等について、低コストで実用的な技術の開発の推進に努めるものとする。

2 指導体制の整備

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るためには、都道府県、市町村若しくは農業関係団体の職員又は地域内の畜産業を営む者が技術の普及指導及び知識の迅速な伝達を適切に行えるよう、その資質の向上を図っていくことが重要である。

このため、中央、都道府県及び地域の各段階において、これらの者を対象とした、家畜排せつ物の管

理の適正化及び利用の促進についての技術研修会、シンポジウム、現地実証試験等の実施に努めるものとする。また、たい肥の利用方法等についての耕種部門の農業者並びに都道府県、市町村及び農業関係団体の耕種部門の職員の正しい理解が重要であることを踏まえ、技術研修会等を開催するに当たっては、これらの者も対象とするよう努めるものとする。

3 畜産を営む者及び耕種部門の農業者の技術習得

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する技術の向上を図るためには、当該技術を生産現場に広く普及することが重要である。

このため、畜産を営む者は、技術研修会等に積極的に参加するとともに、日ごろから畜産環境保全に関する技術開発の動向に注意を払うことにより、たい肥化、汚水の浄化、悪臭の低減、環境負荷の低減に配慮した飼養管理等を適切に行うのに必要な技術・知識の習得に努めるものとする。また、耕種部門の農業者は、技術研修会等に積極的に参加するとともに、日ごろから環境と調和のとれた農業生産等に関する技術開発の動向に注意を払うことにより、土壌の物理性・化学性・生物性の改善、効果的かつ効果的な施肥等を行うのに必要な技術・知識の習得に努めるものとする。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

1 資源循環型畜産の推進

現在、我が国においては、飼料の多くを海外からの輸入に頼っているが、これを自給飼料に置き換え、家畜排せつ物の有効な利用を旨とする資源循環型畜産の推進を図ることは、食料自給率の向上や耕地における窒素収支の改善の観点からも重要である。

このため、都道府県、市町村、農業関係団体等は、草地の整備を図るほか、耕作放棄地、野草地、林地等未利用土地資源を自給飼料の生産の基盤として利活用することを推進するとともに、土地利用の調整等を適切に行うことにより、自給飼料の生産の基盤の一層の強化を図るものとする。

2 消費者等の理解の醸成

(1) 消費者等への知識の普及・啓発

畜産の健全な発展を図るためには、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進について、消費者や地域住民の理解を深めることが重要である。

このため、都道府県及び市町村は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進が資源循環型社会の構築に果たす意義等について、消費者や地域住民への普及・啓発に努めるものとする。この場合、たい肥が、農業のみならず、家庭菜園・ガーデニング、道路の法面、公園緑地等にも利用されていること

家畜排せつ物のたい肥化施設において、家庭から排出される生ごみ等を合わせて処理している地域もあること

等を踏まえ、畜産の地域社会への貢献についても、併せて理解を深めることが望ましい。

(2) 食育の推進を通じた理解の醸成

食育の推進を通じて、社会情勢の変化を背景として畜産物の摂取が増加してきた我が国の食生活の変化や、畜産物が生産される過程等について理解を深めることは、畜産に対する消費者や地域住民の理解の醸成にも資するものと考えられる。

このため、関係者は、食育の取組の一環として、ふれあい牧場や酪農教育ファームに見られるような畜産体験学習の実施、たい肥を使った地場農産物の学校給食への供給等を積極的に推進することにより、資源循環を基本とした畜産について、その理解の醸成に努めるものとする。